

## 村山市条件付き一般競争入札参加資格基準

(趣旨)

第1条 この内規は、条件付き一般競争入札実施要綱の入札参加者の資格について、その要件の透明性を確保し、公正な競争に資する目的で定める。

(設計金額と等級別区分)

第2条 設計金額に対する各建設工事の種類ごとに定める等級は、別表第1のとおりとする。

2 建設工事に係る工法の特殊性、緊急を要する工事、資格の有無、その他の事情により前項の規程によりがたい場合で、指名審査会が必要と認めるときは、別によることができる。

(本社営業所等の所在)

第3条 市内に本社を有する事業者を第1位とし、地域要件の最優先とする。

2 市内に営業所を有する事業者を第2位、北村山管内に本社営業所等を有する事業者を第3位、県村山総合支庁管内に本社営業所等を有する事業者を第4位、県内に本社営業所等を有する事業者を第5位、県外に本社営業所等を有する事業者を第6位とする。  
なお、前項にこれらを加える場合は、上位から優先するものとし、指名審査会で決定する。

別表第1

建設工事の種類	設計金額	等級	総合評定値(経審)
土木工事一式	40,000千円以上	A	800点以上
	15,000千円以上 40,000千円未満	A・B	700点以上
	10,000千円以上 15,000千円未満	B・C・D	600点以上
建築一式	75,000千円以上	A	800点以上
	30,000千円以上 75,000千円未満	A・B	700点以上
	10,000千円以上 30,000千円未満	B・C	600点以上
舗装工事 電気工事 管工事 水道施設工事 その他の工事	30,000千円以上	A	800点以上
	10,000千円以上 30,000千円未満	A・B	700点以上

市内に本店を置く以外の事業者については、総合評定値によるものとする。

附則 この基準は平成20年4月1日から施行する。

附則 この基準は平成26年4月1日から施行する。

附則 この基準は平成26年5月1日から施行する。